

小児感染症科研修カリキュラム

専門医資格取得の要件

感染症専門医

(日本感染症学会[感染症専門医制度規則・細則](http://www.kansensho.or.jp/senmoni/kisoku.html) <http://www.kansensho.or.jp/senmoni/kisoku.html> より抜粋。一部改変)

専門医の認定を申請できる者は次の各項を満たす者とする。

- **基本領域学会専門医(認定医)**に認定されている者。
- 感染症の臨床修練を積んでいること。
 - 1)**基本領域学会の研修年限を含めて感染症学の研修を6年以上**行っている者
 - 2)上記6年の内、3年間は本学会員として**本会が指定した研修施設**で、別に定めるカリキュラムに基づいて研修を行っていることを原則とする。尚、研修施設、指導医については別に定める。
- 感染症の臨床に関して、**筆頭者としての論文発表1篇、学会発表2篇**、計3篇あること。尚、学会、雑誌の種類に関しては細則2に定める。
- 日本感染症学会**会員歴5年以上**で、この間、会費を完納している者。
- 審議会が施行する専門医のための認定試験に合格すること。

研修カリキュラム

- 研修カリキュラム([日本感染症学会指定](http://www.kansensho.or.jp/senmoni/pdf/kenshu_curriculum.pdf)) http://www.kansensho.or.jp/senmoni/pdf/kenshu_curriculum.pdf

指導医 (認定指導医と当該専門医)

感染症指導医・専門医 星野直